

富山市高齢者総合福祉プラン（高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画）の概要について

第1章 計画の策定について

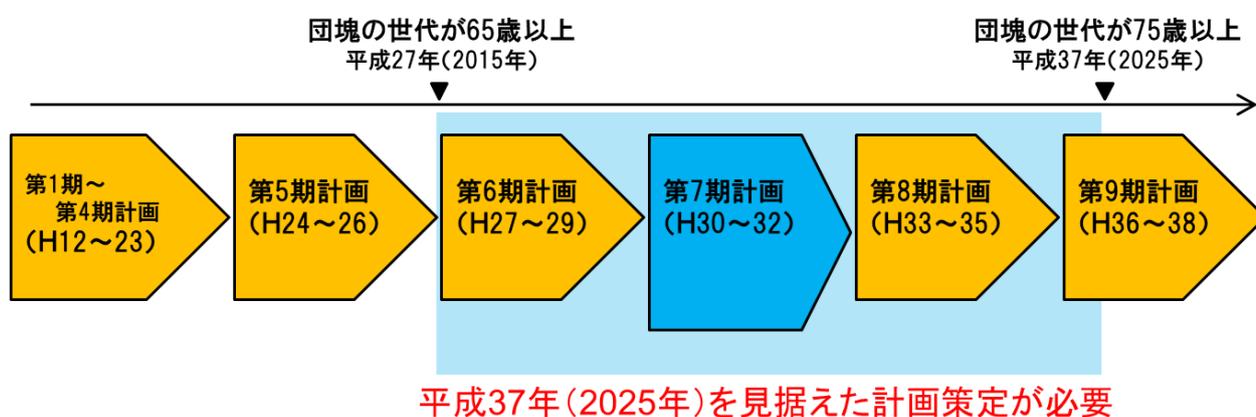
(1) 富山市高齢者総合福祉プランの位置付け

平成37年（2025）の超高齢社会の到来に向けて、高齢者を取り巻く様々な課題を的確に捉え、高齢者が安心して暮らせる社会を実現するため、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体のものとして「富山市高齢者総合福祉プラン」を策定している。

第7期計画となる本計画においては、第6期計画で目指した目標や各種施策の成果を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築を着実に進めるための取組みの推進が求められている。

(2) 計画期間について

計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とする。



(3) 介護保険制度改正の概要

第7期介護保険事業期間における制度改正では、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性を確保する観点から制度の見直しが行われる。

《主な改正内容》

地域包括ケアシステムの深化・推進

- ① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
- ② 医療・介護の連携の推進
- ③ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

介護保険制度の持続可能性の確保

- ① 一定以上の所得者の利用者負担の見直し
- ② 高額医療合算介護サービス費の算定基準の見直し

その他の見直し

- ① 介護保険法適用除外施設の住所特例の見直し
- ② 福祉用具・住宅改修の見直し

第2章 計画の考え方について

(1) 基本理念

「みんなでつくる、ぬくもりのある福祉のまち」

少子高齢化や人口減少が加速化する中、高齢者が住み慣れた地域で、人とふれあい・支え合いながら、いつまでも元気で自分らしく自立し安心して暮らし続けることができるよう、市民相互の支えあいと市民・企業等・行政との協働による豊かな地域社会の構築を目指す。

(2) 目標達成のための基本方針（5つの施策の柱）

基本方針 Ⅰ 健康づくりと介護予防の推進

- 基本施策
- 1 生涯を通じた健康づくり
 - 2 疾病の重症化予防、二次障害・障害の重度化予防
 - 3 高齢者及び家族介護者の心の健康づくりの推進
 - 4 介護予防の推進
 - 5 地域を支える多様な担い手への支援

基本方針 Ⅱ 生きがいづくりと社会参加の推進

- 基本施策
- 1 元気な高齢者と地域づくりの推進
 - 2 市民意識の啓発
 - 3 世代間交流の推進

基本方針 Ⅲ 地域における自立した日常生活を支援する体制の整備

- 基本施策
- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進
 - 2 日常生活支援サービスの推進
 - 3 地域医療及び在宅医療・介護連携の推進
 - 4 認知症高齢者施策の推進
 - 5 高齢者等の権利擁護の推進

基本方針 Ⅳ コンパクトで潤いと安らぎのある魅力的なまちづくり

- 基本施策
- 1 コンパクトなまちづくりと賑わいと交流の都市空間の整備
 - 2 バリアフリーの推進と潤いのある生活空間の整備
 - 3 安心できる住まいの確保
 - 4 総合的な安全対策の強化

基本方針 Ⅴ 介護保険事業における保険者機能の強化

- 基本施策
- 1 安心の介護を提供するために
 - 2 介護サービスの基盤整備
 - 3 介護保険事業のサービス利用量の見込み
 - 4 介護保険事業費等の見込み

(3) 富山市高齢者総合福祉プランの重点テーマ

徹底した「閉じこもり予防」から、「多様」で「適切」な「切れ目ない」介護予防施策を推進

- ①市（地域包括支援センター）や住民にとって身近な存在である老人クラブ等からの「閉じこもり予防」に向けたアプローチの強化
- ②「運動器の機能向上」のためのプログラムの強化
- ③「口腔機能の低下」、「低栄養」に対応した介護予防施策の実施
- ④自立支援型の介護予防ケアマネジメントによる「切れ目ない」支援の実施

認知症施策の推進

- ①認知症に対する理解促進
- ②認知症ケア体制の整備

医療・介護連携を推進する体制の構築

- ①医療や介護の関係者等が共通の目標を持ち、お互いの機能を生かした協働関係の構築
- ②まちなか総合ケアセンターにおける地域包括ケア体制の推進

第3章 施策の取組みについて

【基本方針Ⅰ】健康づくりと介護予防の推進

基本施策1：生涯を通じた健康づくり

- 健康意識の啓発や生活習慣の改善、生涯スポーツの推進など「一次予防」に重点を置いた対策に取り組むとともに、疾病を早期に発見し、早期に治療する「二次予防」を推進する。
- 健康づくりを効果的に推進するため、個人を対象とした働きかけだけでなく、社会環境の改善にも取り組む。

＜施策＞	＜取組み＞
1-1 健康意識の啓発	健康づくり活動の推進／健康づくりボランティアの育成及び支援
1-2 疾病の予防及び早期発見・早期治療	心身の機能低下防止対策の推進／健康診査事業の充実／がん検診事業の充実／脳卒中予防の啓発／感染症予防対策の充実／認知症予防対策の充実
1-3 生活習慣改善の推進	健康相談・健康教育事業の充実／栄養・食生活改善の推進／プラス1,000歩富山市民運動の推進／口腔衛生対策の推進／受動喫煙防止対策の推進
1-4 生涯スポーツの推進	歩くスポーツの推進／地区・校区単位のスポーツ教室の開催／高齢者向けの運動・スポーツプログラムの提供

基本施策2：疾病の重症化予防、二次障害・障害の重度化予防

- 障害や疾病等を抱えながらも日常生活が送れるよう「重症化予防」に取り組む。

＜施策＞	＜取組み＞
2-1 疾病の重症化予防への早期対応	糖尿病対策の充実／難病等療養相談会の充実／訪問指導事業の充実
2-2 二次障害、障害の重度化予防【新規】	障害者福祉プラザでの健康づくり教室の推進／障害福祉サービス事業者等による健康づくりの推進／聞こえのサポートの推進

基本施策3：高齢者及び家族介護者の心の健康づくりの推進

- 社会生活環境の変化や身体機能の低下による不安やストレス、介護疲れなど、高齢期に抱える多くの問題に寄り添い、高齢者の心身のストレスや心の変調に適切に対応する。
- うつ病対策や悩んでいる人の早期発見、早期対応することで、自殺予防対策に努める。

＜施策＞	＜取組み＞
3-1 心の健康づくりの推進	心の健康づくりの啓発／精神保健福祉相談の充実／精神障害者のネットワークづくりの推進／アルコール対策の充実／メンタルヘルスサポーターの育成／家族介護者の支援の推進
3-2 自殺対策の推進	うつ病対策の充実／ゲートキーパーの養成／かかりつけ医と精神科医の連携体制の強化

基本施策4：介護予防の推進

- 徹底した「閉じこもり予防」から、「多様」で「適切」な「切れ目ない」介護予防施策につなげる。
- 適切な介護予防ケアマネジメントに基づく介護予防サービスを提供することにより、状態の改善・悪化防止に努め、自分らしい自立した生活を送ることができるよう支援する。
- 高齢者の生活の質の向上と健康寿命の延伸を図るため、介護予防運動指導者の育成や介護予防運動・パワーリハビリテーションの推進など、地域ぐるみの介護予防を推進する。
- 「角川介護予防センター」を中心に介護予防推進体制の強化を図る。

「施 策」	「取組み」
4-1 介護予防推進体制の強化	徹底した「閉じこもり予防」の実施【新規】／介護予防施策の充実／介護予防推進会議の開催／角川介護予防センターの利用推進
4-2 地域ぐるみの介護予防の推進	介護予防運動指導者育成事業／パワーリハビリテーションの推進／介護予防推進リーダー活動の充実／水のみ運動の推進／介護予防ふれあいサークル事業／住民主体の通いの場の充実【新規】

基本施策5：地域を支える多様な担い手への支援

- 健康づくりに関わるボランティアを育成し、その活動を支援する。
- 地域の関係団体と協働で健康づくりを推進するほか、地域を支える多様な担い手を育成し、市民の健康を守る環境づくりに取り組む。
- 高齢者自身が地域づくりの担い手として活躍し、住民同士の交流を通じ、生きがいを持って元気に生活できるよう、多様な生活支援・介護予防サービスの提供について検討する。

「施 策」	「取組み」
5-1 健康づくり機能の強化	地域ぐるみで取り組む健康づくりの推進／情報化の推進
5-2 健康まちづくりの推進	健康まちづくりマイスターの養成・支援／地区包括的情報交換会の開催

【基本方針Ⅱ】生きがいづくりと社会参加の推進

基本施策1：元気な高齢者と地域づくりの推進

- 高齢者が積極的に社会参加し、生きがいをもって住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、趣味やスポーツ・文化活動及び生涯学習に対する支援を行う。
- 老人クラブ及び町内会活動等の発表の場・交流機会の充実、高齢者の雇用環境の整備など、多様な施策の推進に努める。

「施 策」	「取組み」
1-1 多様な学び・生きがいづくりの場の提供	各種高齢者向け講座の充実／市民大学の充実／ふるさとづくりの推進／公民館活動の充実／学習活動等への支援／農林業とのふれあいの場の提供
1-2 地域での社会活動の推進	老人クラブ連合会の連携強化／老人クラブ活動の活性化・充実／町内会、自治会等の活動参加の推進
1-3 ボランティア活動の推進	ボランティア意識の醸成／地域でのボランティア活動の推進（地域ぐるみ）／いきいきクラブ（給食・会食ボランティア）の充実
1-4 就業機会の充実・就労活動の推進	シルバー人材センターの充実／高齢者雇用の環境整備／高齢者の起業環境支援
1-5 発表の場・交流機会の充実	芸術との出会いづくりの推進／発表の場の提供
1-6 高齢者のふれあいの場の確保	地域での高齢者集会場の確保／生活に密着した施設の活用による交流の場の確保／老人福祉センター等の利用の促進
1-7 高齢者福祉の情報提供の推進	高齢者福祉の情報提供の推進

基本施策2：市民意識の啓発

- 市民一人ひとりが人としての尊厳を持って生活し、また、地域住民としてのつながりを持ち、共に支え合い、助け合うまちづくりを目指し、福祉意識の醸成や福祉教育等を推進する。
- 高齢者が尊厳を持って自立した生活を送ることができるよう、敬老意識を高める取組を推進する。

《 施 策 》	《 取 組 み 》
2-1 福祉教育の推進	福祉教育の推進
2-2 敬老意識の啓発	敬老意識の啓発

基本施策3：世代間交流の推進

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、世代や地域を越えた多様な人と人とのつながりが重要であることから、世代間の交流事業を推進し、活発に交流し合える地域づくりに努める。

《 施 策 》	《 取 組 み 》
3-1 世代間ふれあい活動の推進	子どもたちとの世代間交流の推進／孫とおでかけ支援事業／コミュニティガーデン事業

【基本方針Ⅲ】 地域における自立した日常生活を支援する体制の整備

基本施策1：地域包括ケアシステムの深化・推進

- 医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の確立に向けた取組みをさらに進める。
- 地域の課題を分析し、地域における様々な資源の活用を促すことで、自助、互助、共助、公助の取組等が、互いに連携し、支え合う仕組みの維持・充実を図る。

《 施 策 》	《 取 組 み 》
1-1 地域ケア推進体制の整備	地域包括支援センターの機能強化／地域ケア会議の推進／まちなか総合ケアセンターにおける地域包括ケア体制の推進／生活支援コーディネーターの育成【新規】
1-2 地域ふれあい・助け合い・支えあいの推進	地域での見守り体制の整備

基本施策2：日常生活支援サービスの推進

- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等が在宅生活を継続する上で必要なサービスを提供し、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう支援する。
- 介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの充実について検討を進めるとともに、地域の実情に合ったサービスの推進に取り組む。

《 施 策 》	《 取 組 み 》
2-1 在宅福祉サービスの推進	日常生活サービスの充実／質の高いサービスの効果的な提供の促進【新規】
2-2 外出支援サービスの推進	福祉施策としての外出支援の推進／交通施策としての外出支援の充実

基本施策3：地域医療及び在宅医療・介護連携の推進

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、高齢者に対する医療サービスを充実する。
- 在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、在宅医療・介護連携に関する協議や研修等を通じて、職種間の相互理解と情報共有を支援するなど、地域医療体制の整備及び在宅医療・介護サービス提供体制の構築に努める。

＜施策＞	＜取組み＞
3-1 地域医療体制の整備	日常医療の充実／初期救急医療の適正化
3-2 在宅医療・介護連携の推進	在宅医療と介護の連携強化

基本施策4：認知症高齢者施策の推進

- 認知症サポーター養成講座を開催するなど、認知症の正しい知識の普及啓発に努める。
- 地域包括支援センターに配置された認知症コーディネーターと医療・介護等の支援機関をつなぐ認知症地域支援推進員が連携を図り、認知症にやさしい地域の実現を目指す。
- 認知症高齢者の早期発見・早期対応のため、「認知症初期集中支援チーム」を配置し、医療機関と連携しながら身近な地域での支援体制の強化を図る。

＜施策＞	＜取組み＞
4-1 認知症の知識の普及・啓発	市民への啓発活動の推進／啓発のための人材の育成／認知症サポーターの養成
4-2 認知症ケア体制の整備	早期発見・早期対応システムの充実／認知症ケアの質の向上／介護者への支援／地域での見守り体制の充実／認知症徘徊SOSネットワークの推進／若年性認知症施策の推進

基本施策5：高齢者等の権利擁護の推進

- 認知症高齢者や知的障害又は精神障害をもつ方のうち、判断能力が不十分な方を対象として行う、福祉サービスの利用に向けた支援や市民後見人の育成を含めた成年後見制度の利用を促進する。
- 地域包括支援センターや関係機関・団体と連携しながら、高齢者虐待、権利擁護及び消費生活等に関する相談・支援を行うなど、高齢者の権利と財産を守るための施策を推進する。

＜施策＞	＜取組み＞
5-1 成年後見・権利擁護の推進	日常生活自立支援事業の充実／成年後見制度の推進／市民後見推進事業の充実
5-2 高齢者虐待防止の推進	高齢者虐待の未然防止／高齢者虐待の早期発見・早期対応システムの充実／相談援助者・事業者等の資質の向上（相談体制の充実）／虐待を受けた高齢者への支援／高齢者を養護する者への支援／養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

【基本方針Ⅳ】コンパクトで潤いと安らぎのある魅力的なまちづくり

基本施策1：コンパクトなまちづくりと賑わいと交流の都市空間の整備

- 必ずしも自動車に頼らなくても、徒歩や自転車、公共交通を利用することで、買い物や医療・介護サービス等が享受できる、すべての人にやさしく、コンパクトなまちづくりの推進に努める。

- 住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、生活支援型施設の整備など、地域に必要な都市機能の集約化を進め、公共交通等のネットワークを一層強化することで、良好な住環境の整備に努める。

＜施 策＞	＜取組み＞
1-1 「お団子と串」の都市構造の構築	「お団子と串」の都市構造の構築
1-2 中心市街地の活性化	まちなか居住の推進／賑わいのあるまちづくり
1-3 公共交通機関の利便性向上	基幹交通の利便性向上／生活交通の確保

基本施策2：バリアフリーの推進と潤いのある生活空間の整備

- あらゆる人々が安心して暮らせるよう、住宅改修への支援や、市営住宅や歩道などの公共施設等のバリアフリー化の推進などに努める。
- ゆとりとやすらぎをもって暮らすことができるよう、快適な歩行空間の整備、緑化の推進や公園の整備、高齢者のふれあいの場の確保など、潤いのある生活空間の整備に努める。

＜施 策＞	＜取組み＞
2-1 バリアフリーのまちづくりの推進	バリアフリーのまちづくりの推進
2-2 安心して通行できる快適な歩行空間の確保	道路の整備／出会いと交流の空間づくり
2-3 緑化の推進と公園の整備	緑化の推進／公園緑地などの整備

基本施策3：安心できる住まいの確保

- 高齢者が、それぞれの生活や心身の状況に応じた住まいを選択でき、安心して暮らし続けることができる生活環境を確保するため、地域の実情に合った高齢者の住まいの在り方について、福祉施策と住宅施策の双方の観点から検討する。

＜施 策＞	＜取組み＞
3-1 多様な住まいへの支援	多様な住まいへの支援
3-2 住宅改造資金支援体制の充実	ねたきり防止等住宅整備の充実 市営住宅の整備／高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）による生活支援の充実／高齢者向け賃貸住宅の供給促進
3-3 生活支援型施設の整備	

基本施策4：総合的な安全対策の強化

- 地域コミュニティ機能の低下が懸念される中、高齢者が安心して安全に暮らせるまちづくりを進めるため、交通安全や雪対策、防災・防犯・消費生活対策など、地域住民との協働のもと総合的な安全対策の推進に努める。

＜施 策＞	＜取組み＞
4-1 交通安全対策の推進	交通安全教育と意識啓発活動の充実／交通安全を確保するための環境整備
4-2 地域の連携で支える雪対策等の推進	歩道除雪の推進／地域ぐるみ除雪活動の推進
4-3 防災・防犯・消費生活対策の推進	避難行動要支援者支援の推進／自主防災組織の育成等／火災予防の推進／応急手当普及啓発の推進／悪質商法などの消費者トラブルの防止／木造住宅の耐震化の推進

【基本方針V】介護保険事業における保険者機能の強化

基本施策1：安心の介護を提供するために

- 地域包括ケアシステムの推進のため、介護保険制度の健全で適正な運営に取り組む。
- 介護人材の確保及び資質の向上、事業者・介護者への支援及び制度の啓発等に努める。

＜施策＞	＜取組み＞
1-1 介護保険制度の円滑な実施	保険財政の健全運営／適正な要介護認定／介護保険料の適正納付の推進／低所得者に対する負担軽減／介護給付適正化事業の推進＜拡充＞
1-2 人材の確保及び資質の向上	ケアマネジメントスキルの向上／福祉・介護人材の育成
1-3 事業者への指導・支援	事業者への指導等／福祉用具・住宅改修事業者への助言・指導／施設介護の質の向上／介護と医療の関係者の連携効率化＜拡充＞／介護保険と障害者福祉の両方のサービスの提供
1-4 介護者への支援	介護者への支援
1-5 制度啓発と相談体制の充実	制度の趣旨普及／苦情・相談体制の充実

基本施策2：介護サービスの基盤整備

- 地域密着型サービスを中心に介護サービスの基盤整備を推進する。
- 在宅の中重度者及び認知症高齢者に対応可能なサービスに重点を置き整備を進める。

＜施策＞	＜取組み＞
2-1 居宅サービスの充実	居宅サービスの充実
2-2 基盤整備の目標値（第7期(平成30～32年度)）の設定	24時間対応可能な在宅サービス基盤の整備＜拡充＞／在宅において医療と介護の両方を提供する基盤の整備＜拡充＞／在宅の中重度者を支える基盤の整備＜拡充＞／認知症高齢者へのサービスの基盤の整備＜拡充＞／施設・住まいの供給／施設生活の向上に向けた基盤の整備

基本施策3：介護保険事業サービス利用量の見込み

- 第7期及び平成37年度における介護（予防）サービスの利用人数及び給付費の見込みについて、第6期の実績を踏まえ、高齢者の動向を視野にサービス種類別に必要量を推計する。

＜施策＞	＜取組み＞
3-1 第7期及び平成37年度におけるサービスの利用量の見込み	要介護認定者推計／介護保険事業のサービス利用量の実績と見込み／地域支援事業の見込み／介護給付適正化に向けた取組み／療養病床の機能分化・連携に伴う対応

【要介護認定率及び認定者数の見込み】

65歳以上の第1号被保険者の要介護認定率の伸びは、介護予防事業等の積極的な取り組みなどから、第7期期間中は平成29年度実績と同じ18.6%を維持する見込み。

	第6期			第7期		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第1号被保険者認定率	18.3%	18.4%	18.6%	18.6%	18.6%	18.6%
認定者数 (第1号被保険者)	21,763人	21,998人	22,266人	22,688人	22,912人	23,142人

(第6期は各年度10月1日現在の実績、第7期は第6期の実績による推計値)

基本施策 4：介護保険の事業費等の見込み

- 第 6 期における介護保険財政の状況を検証し、第 7 期における必要な事業費を見込む。
- 第 7 期における介護保険料を設定するとともに、平成 37 年度の保険料を推計する。

《 施 策 》	《 取 組 み 》
4-1 第 6 期の介護保険事業運営期間における財政状況	第 6 期の財政状況の検証
4-2 第 7 期及び平成 37 年度における介護給付費等の見込み	第 7 期及び平成 37 年度の介護給付費等の推計／介護保険料の設定

【介護給付費等の見込み】

区 分	第 6 期計画 (平成27～29年度)	第 7 期計画 (平成30～32年度)	伸び率
保険給付費	109,852,927 千円	117,154,157千円	106.6%
居宅介護サービス給付費等	39,277,190 千円	41,377,405千円	—
介護予防サービス給付費等	3,000,675 千円	1,121,663千円	—
地域密着型介護サービス給付	16,177,077 千円	22,025,217千円	—
地域密着型介護予防サービス給付	80,830 千円	120,965千円	—
施設介護サービス給付費	38,810,631 千円	39,776,925千円	—
その他のサービス費	12,506,524 千円	12,731,982千円	—
地域支援事業費	2,750,200 千円	5,369,218千円	195.2%
(計) 介護給付費等	112,603,127千円	122,523,375千円	108.8%

【第 1 号被保険者介護保険料（基準額）】

月額6,300円（据え置き）

<参考>介護給付費と介護保険料の推移

